

# 史跡八天遺跡保存活用計画

令和4年3月

北上市教育委員会



## 序

八天遺跡は、縄文時代後期後半の大形円形建物跡と、墓域などを主体とする遺跡です。更木東部開発に先立ち、昭和43（1968）年から昭和52（1977）年にかけて実施された発掘調査により、遺跡の価値が広く認知されました。この成果を受け、昭和53（1978）年2月22日、本遺跡は国史跡に指定され、将来にわたって保存されることとなりました。

本保存活用計画は、この八天遺跡を適切に保存し、次世代へと継承していくため、その本質的価値と構成要素を明確化し、それらを適切に保存・活用していくための基本方針を定めたものであり、また、整備や運営・体制についても、方向性を示しています。

八天遺跡の整備活用は地元地区の念願であり、平成16（2004）年には更木地区に八天遺跡整備促進委員会が設置され、平成20（2008）年より八天縄文まつりが継続的に開催されるなど、環境整備に向けた機運が高まっています。

今後は、新たな段階として本計画に基づき、史跡の価値を着実に保存しながら、市民や地域のみなさんとの協働のもと、整備活用を進めてまいりますので、御協力をよろしくお願い申し上げます。

結びに、本計画の作成にあたり、御指導、御協力を賜りました文化庁、岩手県教育委員会並びに保存活用計画等策定委員会をはじめ、現在、遺跡の保存と活用に御尽力いただいている更木町振興協議会、八天遺跡整備促進委員会並びに関係機関の皆様には厚く御礼申し上げますとともに、今後の整備事業及び公開活用事業につきましても引き続き御支援をお願い申し上げます。

令和4年3月

北上市教育委員会教育長 平野 憲

## 例 言

- 1 本書は岩手県北上市更木 34 地割地内に所在する国指定史跡八天遺跡の保存活用計画書である。
- 2 本計画の策定事業は、北上市教育委員会が主体となり、令和 2 年度は市の単独事業として、令和 3 年度は国庫補助事業として実施した。
- 3 本計画は、北上市教育委員会が原案を作成し、国指定史跡八天遺跡保存活用計画等策定委員会での検討を経て、文化庁及び岩手県教育委員会の指導と助言のもと、策定した。
- 4 本計画の策定に係る事務は、北上市教育委員会文化財課が担当した。令和 3 年度は支援業務を株式会社イビソクに委託した。

# 目次

第1章 計画策定の沿革・目的	1	(6) 法的規制	28
第1節 計画策定の沿革	1	第3章 史跡の概要	31
第2節 計画の目的	1	第1節 指定に至る経緯	31
第3節 委員会の設置・経緯	1	(1) 史跡指定までの経緯	31
(1) 令和元年度	2	(2) 史跡指定後の経過	34
(2) 令和2年度	2	第2節 指定の状況	36
(3) 令和3年度	2	(1) 指定告示と説明文	36
第4節 計画の対象範囲と期間	3	(2) 指定範囲と指定地の状況	37
(1) 計画の対象範囲	3	第3節 調査成果	43
(2) 計画期間	3	(1) 発掘調査の概要	43
第2章 史跡の環境	4	(2) 発掘調査成果の総括	48
第1節 北上市の市勢	4	第4章 史跡の本質的価値	58
第2節 自然環境	5	第1節 史跡の本質的価値	58
(1) 地形・地質・河川	5	第2節 新たな価値評価の視点	59
(2) 気候・災害	6	第3節 史跡の構成要素	59
(3) 植生・動植物	7	(1) 本質的価値を構成する要素	59
(4) 景観	9	(2) その他の要素	63
第3節 歴史環境	10	第5章 現状・課題	66
(1) 旧石器時代	11	第1節 保存	66
(2) 縄文時代	11	(1) 現状	66
(3) 弥生時代	12	(2) 課題	66
(4) 古墳時代・奈良時代	12	第2節 活用	67
(5) 平安時代	12	(1) 現状	67
(6) 中世	13	(2) 課題	67
(7) 近世以降	13	第3節 整備	68
第4節 社会環境	15	(1) 現状	68
(1) 人口	15	(2) 課題	68
(2) 産業	16	第4節 運営・体制	68
(3) 交通	16	(1) 現状	68
(4) 地域資源	17	(2) 課題	68
(5) 上位計画・関連計画	24		

第6章 大綱・基本方針	69	第9章 整備	86
第1節 大綱	69	第1節 方向性	86
第2節 基本方針と方向性	69	第2節 方法	86
(1) 基本方針	69	(1) 保存のための整備方法	86
(2) 保存の方向性	69	(2) 活用のための整備方法	86
(3) 活用の方向性	70	第10章 運営・体制	91
(4) 整備の方向性	70	第1節 方向性	91
(5) 運営・体制の方向性	70	第2節 方法	91
第7章 保存	72	(1) 国・県との連携	91
第1節 方向性	72	(2) 庁内の関係部局との連携	91
第2節 方法	72	(3) 地域や関係機関との連携	91
(1) 地区区分	72	第11章 行動計画の策定・実施	93
(2) 地区ごとの保存管理の方向性	72	第1節 短期計画（令和4年度から令和8年度まで）	93
(3) 現状変更等の許可を必要とする行為	75	(1) 保存	93
(4) 現状変更等の取扱方針と取扱基準	76	(2) 活用	93
(5) 史跡周辺における文化財の保存や景観の保全等の検討	78	(3) 整備	94
(6) 史跡の保存に関わる法的・行政的措置及び調査	79	(4) 運営・体制	94
第8章 活用	83	第2節 中期計画（令和13年度まで）、 長期計画（令和14年度以降）	94
第1節 方向性	83	(1) 保存	94
第2節 方法	83	(2) 活用	94
(1) 学校教育における活用	83	(3) 整備	95
(2) 生涯学習における活用	83	(4) 運営・体制	95
(3) 地域における活用	84	第12章 経過観察	97
(4) 史跡の調査・整備と関連づけた活用	85	第1節 方向性	97
(5) 史跡の情報発信	85	第2節 方法	97
		附編 関係法令等	100